賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則(以下「規則」という。)第51条に基づいて、社員の賃金に関する 事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第3条に定める社員に適用する。パートタイマー等就業形態が特殊な 勤務に従事する者については適用しない。

(賃金の構成)

第3条 賃金の構成は、月給制賃金または年俸制賃金とする。

2. 前項の他、会社は臨時または特別に手当・賞与等を支給することがある。

(賃金の支払形態)

第4条 賃金の支払形態は、月給制賃金、年俸制賃金ごとに次のとおりとする。

- (1)月給制賃金は、基本給および諸手当とする。
- (2)年俸制賃金は、個々の年俸契約を締結することにより決定するものとし、原則として年俸額を12等分して毎月12等分の1を、第5条の定めにより支払う。
- 2. 前項にかかわらず、会社は必要に応じて個別の契約に基づき別段の形態により賃金を決定することがある。

第2章 賃金の計算および支払

(計算期間および支払日)

第5条 賃金は、契約書に基づき定められた日に支給する。

2. 前項の賃金支給日が金融機関休業日にあたるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

(支払原則および控除)

第6条 賃金は通貨で、または銀行振込にて(社員の同意を得て本人の銀行口座に)直接、全額を支払う。

(欠勤・遅刻等)

第7条 欠勤·遅刻·早退·私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

(計算の端数処理)

第8条 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

(1)割増賃金の単価の端数は切り上げとする。

- (2)欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、単価の端数は切り捨てとする。
- (3)時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当の計算)

第9条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、会社が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

基本給または月額給与=1ヶ月の平均所定労働時間×1.25×時間外勤務時間数

2. 年俸制賃金の対象者の時間外手当は、各人ごとの年俸契約において毎月予定される時間外労働の時間数を含む契約をした場合は、特段の指示をした場合を除き、原則として前2項の定めは適用しない。

(休日勤務手当の計算)

第10条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、会社が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

(1)法定休日の場合

基本給または月額給与=1ヶ月の平均所定労働時間×1.35×休日勤務時間数

(2)所定休日の場合

基本給または月額給与=1ヶ月の平均所定労働時間×1.25×所定休日勤務時間数

(深夜勤務手当の計算)

第11条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。

基本給または月額給与=1ヶ月の所定労働時間×0.25×深夜勤務時間数

(適用除外)

第12条 第10条、第11条の規定は労働基準法第41条第2号に該当する管理・監督の地位にある者には適用しない。また、裁量労働の対象者にはこの規定は適用しない。

第3章 基本給または年俸の更改

(基本給または年俸額の決定)

第13条 基本給または年俸者の年俸額は、各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとに決定する。

(基本給または年俸の更改)

第14条 月給者の基本給の更改は、原則として毎年4月1日に会社の業績および個人の 勤務成績(能力・成果・勤務態度等)を評価し、更改する。

- 2. 年俸者の年俸の更改は、原則として年俸契約期間満了日の1ヶ月前までに行う。年俸更改は会社と社員が個別に面接を行い、年度の評価と次年度の業務内容、役割等について確認を行ったうえで、新たに賃金契約を締結することにより決定する。
- 3. 前項の評価については、次の事項について評価する。

- (1)会社の業績
- (2)個人の勤務成績(能力・成果・勤務態度等)

第4章 諸手当

(通勤手当)

第15条 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤定期代を支給する。

- 2. 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続を経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。
- 3. 入退社などの理由により支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割計算した場合と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。
- 4. マイカー通勤の場合は、通勤距離に応じて非課税限度額と同じ額を支給する。
- 5. マイカーを業務利用する場合は、マイカー業務利用規程で定める。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課稅)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円

参考:国税庁WEBサイト

(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)

第16条 業務上の都合により時間外勤務、休日勤務および深夜勤務を行った場合には、所定の計算式を使って当該手当を算出し支給する。

(臨時に支払われる手当)

第17条 会社は、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

第5章 休暇·欠勤等

(休暇等の賃金) 休暇等の賃金については、就業規則にて定める。

附 則

(施行日)

本規則は、2024年1月10日より施行する。